(審査案件第108号)

答申

第1 審査会の結論

長野県教育委員会が行った別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書に係る一部 公開決定は、別表2の「公開すべき部分」欄に記載の部分は公開すべきであり、その 他の部分を非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和2年(2020年) 9月2日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、「長野県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)(平成27年度分)」について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 令和2年10月30日、長野県教育委員会(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書(以下「本件公文書」という。)を対象文書として特定し、「非公開とした部分」欄に記載の部分(以下「本件非公開部分」という。)を、条例第7条第2号又は第6号に該当することを理由として非公開とする公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和2年11月27日、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件決定を取り消し、 被害児童生徒を特定しうる情報を除く部分の公開を求め、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第2号該当性について
- (1)本件公文書に「加害教員にとって不名誉な情報」及び「個人としての評価を下げるおそれがある情報」は記載されていない。関連判決は、体罰を行った教員が「懲戒処分等」を受けたことを認定しつつ、その場合であっても教員氏名は非公開事由に該当しないと認定している。仮に本件公文書における情報が、「当該公

務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」と認めたとしても、条例解釈上非公開が認められるのは「当該氏名」にとどまるのであって、学校名等までに及ぶことはありえない。

- (2) 最高裁判例で公務員の個人情報とされたのは、「職員が停職処分により特定の日に出勤しなかったことを示す情報」であり、公務員法上の「懲戒処分」であって、それにあたらない、より軽い「訓告」や「注意」といった事実上の処分までも含む「懲戒処分『等』」までもがそれにあたるとは判示していない。事実上の処分を受けたに過ぎない事例やすべての体罰事例にまで及ぶかのような見解は認められない。
- (3)被害児童生徒を特定しうる情報以外は、すべて公開されるべきである。
- 2 条例第7条第6号該当性について

「事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や 支障の程度の「実質性」が求められるはずであり、また「おそれ」は「抽象的な可 能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される」はずである。これ に照らし、通知書では、こうした理由は主義的形式的抽象的に主張されているに過 ぎず、認められない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第2号該当性について
- (1) 非公開部分のうち、加害教諭の氏名については個人情報ではあるものの公務員の職務の遂行に係る情報であることから、条例第7条第2号ただし書のウに該当し、原則として非公開としないこととするものである。

他方、体罰を行ったことによって受けた懲戒処分等の内容は、当該加害教諭に とって不名誉な情報であって個人としての評価も下げるおそれのあるものである ことから、公務員としての身分取扱いに関する個人情報というべきものであると 認められる。

本件公文書には懲戒処分等の内容そのものは記載されていないが、実施機関の公式ホームページにおいて公表している懲戒処分一覧等の入手可能な他の情報と本件公文書とを照合した場合、加害教諭の公務員としての身分取扱いに関する個人情報が公開されることとなることから、同号本文の規定により非公開としたも

のである。

- (2) 非公開部分のうち、学校名、校長の氏名及び印影その他の加害教諭の氏名等を 識別することができる情報については、上記(1)のとおり加害教諭の氏名等を保護 すべき個人情報と判断したことに鑑み、これらを公開すれば、入手可能な他の情 報と照合することにより、上記(1)で非公開とした加害教諭の個人情報が公開され ることとなることから、これらを非公開としたものである。
- (3) 非公開部分のうち、加害教諭の氏名等を除いた当該加害教諭に関する情報、生徒に関する情報及び保護者に関する情報については、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報に該当することから、これらを非公開としたものである。
- (4) 非公開部分のうち、顛末書における記載内容、「顛末書確認の会」の記録における聴取内容及び教諭に対する事情聴取記録における聴取内容については、当時の状況のほか、加害教諭の審理状態や反省の念などの個人の人格に密接に関連する情報が含まれており、個人を識別できる部分を除いてもなお公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、これらを非公開としたものである。

2 条例第7条第6号該当性について

顛末書の記載内容等については、条例第7条第2号に該当するとともに、加害教諭が自己の詳細を自ら陳述又は記述したものであって、公開を前提とすると事故の正確な把握が困難となり、事故の内容把握及び再発防止を図る事務に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらを非公開としたものである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書及び本件非公開部分について

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成27年度に発生した学校での体罰6事案(中学校3件、高等学校3件)に係るものであり、次のアからウまでの文書のほか、別表1に記載のとおり事案ごとに個別に添付されているものもある。

ア 事故速報カード(市町村立学校の場合)及び学校事故報告書(県立学校の場合)

校長が、非違行為の発生日時、非違行為を行った教諭(以下「加害教諭」という。)の氏名、非違行為の対象となった生徒(以下「被害生徒」という。)の氏名、事案の概要、学校のとった対応等について記載した文書である。

イ 顛末書

加害教諭が、非違行為に至った経緯、反省の意、今後の決意等を自筆で記した文書である。

ウ 上申書(市町村立学校の場合)及び意見書(県立学校の場合) 校長が、加害教諭に関する評価、事案に対する校長としての意見等を記した 文書である。

(2) 本件非公開部分について

本件非公開部分は、次の①から⑩までの情報である。なお、⑩生徒の氏名を非 公開としたことに関して争いはない。

①加害教諭の本籍 ②加害教諭の生年月日 ③加害教諭の資格免許及び学歴 ④加害教諭の私的活動に関する情報 ⑤加害教諭の診断書 ⑥生徒の学年学級 ⑦被害生徒の性別 ⑧被害生徒の年齢 ⑨被害生徒の家庭に関する情報 ⑩被害生徒の出身中学校 ⑪被害生徒の住所 ⑫被害生徒の傷害の程度 ⑬被害生徒の障がいに関する情報 ⑭被害生徒の部活動に関する情報 ⑮同窓会長の氏名 ⑯PTA会長の氏名 ⑰保護者の氏名 ⑱加害教諭の職員番号 ⑲加害教諭の氏名 ⑳加害教諭の過去の処分の内容 ㉑学校名 ㉑校長の氏名 ㉓校長の印影 ㉑加害教諭の所属コード ㉓加害教諭の過去の在籍校 ⑳加害教諭以外の教諭の氏名 ㉑学校のFAX番号 ⑳学校の所在地 ㉑加害教諭の担当学会 ㉑顛末書の記載内容 ㉑「顛末書確認の会」の聴取内容 ㉑事情聴取内容 ㉑サッカー部員のアンケート回答内容 ㉑野球部員の「なぜ訴えなかったのか」の調査結果 ㉑野球部員の体罰経験の調査結果 ㉑野球部員の体罰の内容の調査結果 ㉑野球部員の本

3 条例第7条第2号該当性について

(1) 本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが

できることとなるものを含む。)」を非公開情報として規定している。また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も非公開情報として規定している。これは、匿名の作文等個人の人格と密接に関係するようなものを公開することになれば、個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあるからである。なお、個人を識別できる情報であっても、当該個人が公務員である場合において当該情報がその職務の遂行に係る情報である場合は、公務員としての職務活動を説明する責務が全うされるようにすべきとの観点から、同号ただし書ウにおいて、当該公務員の職氏名(当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該氏名を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分は、非公開情報から除いている。

(2)審査請求人、本件実施機関双方の主張を踏まえ、本号の規定に沿って、本件非 公開部分の同号該当性について順次判断する。

本件非公開部分のうち、加害教諭の本籍、生年月日、資格免許、学歴、私的活動に関する情報及び診断書の記載内容(以下「加害教諭個人情報」という。)、生徒の学年学級、性別、年齢、家庭に関する情報、出身中学校、住所、傷害の程度及び障がいに関する情報、部活動に関する情報、同窓会長の氏名、PTA会長の氏名並びに保護者の氏名(以下「個人識別情報」という。)は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、非公開とすべき情報であると認められる。加害教諭は、公務員であるが、加害教諭個人情報は、当該教諭の職務の遂行に係る情報とは認められないため、同号ただし書ウには該当しない。よって、加害教諭個人情報及び個人識別情報(①~⑪)を非公開としたことは妥当である。

(3) 次に、加害教諭の職員番号、氏名及び過去の処分の内容(以下「加害教諭の氏 名等」という。)の本号ただし書ウ該当性について検討する。

加害教諭の氏名等は、同号本文に規定する個人に関する情報であるが、審査請求人が主張するとおり、公務員が職務の遂行に伴い体罰を行ったことは、公務員の職務に係る情報であるから、職務遂行に係る加害教諭の氏名等は同号ただし書 ウに該当し公開すべき情報である。

一方、体罰を行った教諭は懲戒処分等を受けることが想定されるところ、体罰を行ったことにより受けた懲戒処分等の内容は、加害教諭にとって不名誉な情報であり、個人としての評価を下げるおそれがある情報であることから、職務の遂行に係る情報には当たらず、むしろ公務員としての身分取扱いに関する個人情報そのものというべきものであるため、その点についても検討を要する。

本件実施機関は、長野県教育委員会公式ホームページで直近3年分の懲戒処分

一覧を公表している。本件実施機関によれば、当時ホームページに掲載した一覧についても求めがあれば、何人に対しても提供されるとのことである。この懲戒処分一覧には、懲戒処分対象者に係る校種、職位、年齢及び処分理由に係る事案概要等が具体的に記載されており、本件決定における公開部分の情報と照合することにより、懲戒処分一覧の個々の事案と本件公文書の対応関係が明らかになることが確認された。したがって、さらに加害教諭の氏名等を公開すれば、加害教諭それぞれの懲戒処分の状況を容易に特定することが可能であると認められる。

よって、当該教諭が体罰を行ったという行為自体は、職務の遂行に係る情報である反面、懲戒処分の概要の公表を詳細に行っているという本件実施機関特有の事情を踏まえれば、加害教諭の氏名等は個人情報として保護すべき身分取扱いに関する情報であることから、本件実施機関が主張する加害教諭の氏名等の公開による被害生徒の識別性について検討するまでもなく、当該部分(®~⑩)を非公開としたことは、妥当である。

(4)次に、上記(3)の判断を踏まえ、他の情報と照合することにより、加害教諭 の氏名を識別することができる情報の有無について検討する。

本件非公開部分のうち、学校名、校長の氏名、校長の印影、所属コード、加害教諭の過去の在籍校、加害教諭以外の教諭氏名、学校のFAX番号、学校の所在地に関する情報及び加害教諭の担当学会に関する情報(以下「学校名等」という。)を公開すると、公共施設で一般に何人も閲覧できる学事関係職員録等により、当時当該校に在籍した教諭の氏名、担当学年、担当教科等の情報が入手できることから、これらの情報と本件決定における公開部分の情報とを照合することにより、加害教諭の氏名を識別することができるものと認められる。

この点、審査請求人は、「仮に本件公文書における情報が、『当該公務員等の 氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれ がある場合』と認めたとしても、条例解釈上非公開が認められるのは『当該氏 名』にとどまるのであって、学校名等までに及ぶことはありえない」と主張する が、前述(3)のとおり加害教諭の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する ものと認められる。

したがって、本件実施機関が学校名等(②~②)を非公開としたことは、妥当である。

(5) 次に、本件非公開部分のうち、次のア及びイの本号該当性について検討する。 ア 顛末書の記載内容、「顛末書確認の会」の聴取内容及び事情聴取内容 イ 野球部員の「なぜ訴えなかったのか」の調査結果(記載がない部分を除く) 及びサッカー部員のアンケート回答内容 顛末書には、加害教諭が体罰という非違行為を行った当時の心理状態、本人の 反省状況や心情等個人の人格に密接に関係する内容が自筆で詳細に記載されてい る。「顛末書確認の会」の聴取内容及び事情聴取内容についても、顛末書と同様、 加害教諭本人が当時の状況や心情を吐露したものの記録であるといえ、これら個 人の人格に密接に関係する情報が公開されれば、たとえ個人が識別されないとし ても、加害教諭の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、アは同号に該 当する情報と認められる。

また、イは、加害教諭の体罰行為を受けて、被害生徒及び被害生徒と同じ部活動に所属する生徒を対象に行ったアンケート調査結果を一覧表にまとめたものの一部分である。その内容は、被害生徒がなぜ体罰を訴えなかったのか、また、部員への体罰行為を目撃した生徒が、体罰行為を目撃した時点及びアンケート回答時点で、加害教諭及び被害生徒に対してどのような気持ちを抱いているかが記載されるなど、教諭及び被害生徒に対する心情が吐露されたものであると認められ、アと同様に、同号に該当するものと認められる。

さらに、条例第8条では、氏名等の特定の個人を識別できる部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときには、部分公開とする旨を定めているが、この解釈として、反省文等個人の人格と密接に関係する情報は、個人を識別させる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとされている。よって、個人の反省や心情等が記載されているア及びイは、個人を識別できる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

以上のことから、当該部分(30~30)を非公開としたことは、妥当である。

一方、野球部員の「なぜ訴えなかったのか」の調査結果のうち、記載がない部分は、特定の個人を識別できず、また公開することにより、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を侵害するおそれもないため、公開すべきである。

(6)次に、本件非公開部分のうち、野球部員の体罰経験の調査結果、野球部員の体 罰の内容の調査結果、野球部員の体罰を目撃したかの調査結果(被害生徒の氏名 及び学年部分を除く)、野球部員のストレスの有無の調査結果及び野球部員の口 止めの有無の調査結果(以下「野球部員への調査結果」という。)の本号該当性 について検討する。

野球部員への調査結果は、加害教諭の体罰行為を受けて、被害生徒及び被害生徒と同じ部活動に所属する生徒に対して行ったアンケート調査結果を一覧表にまとめたものの一部分であり、体罰経験の有無、時期及び場所、体罰行為の内容、体罰の目撃の有無、誰に対する体罰を目撃したか、どのような体罰を目撃したか、体罰を目撃した場所、ストレスの有無並びに口止めの有無についての各部員の回

答結果が記載されている。

これらの情報は、前述(5)と異なり、被害生徒及び被害生徒と同じ部活動に 所属する生徒が単に事実を述べているものであり、前述(1)により生徒の氏名 及び学年学級部分を非公開とすることにより、特定の個人を識別することができ ず、また他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであるとは 認められない。さらに、当該情報は、体罰行為や被害生徒に対してどのような気 持ちを抱いたかといった心情等の個人の人格に密接に結びついた情報とも認めら れないことから、個人を識別できる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利 利益を侵害するおそれがある情報であるとも認められない。よって、当該部分 (⑤~⑨)は同号に該当せず、公開すべきである。

4 条例第7条第6号該当性について

本件非公開部分のうち3(5)アに関する部分について、本件実施機関は、条例第7条第2号に該当するとともに同条第6号にも該当する旨を主張する一方、審査請求人は、同条第6号には該当しない旨を主張する。上述のとおり、3(5)アの非公開部分は、条例第7条第2号に該当し、本件実施機関の決定は妥当であると認められることから、当審査会は、同条第6号該当性について判断しない。

5 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審查経過

令和3年(2021年)2月9日 諮問

3月5日 審議

5月25日 審議

7月26日 理由説明書受領

8月17日 意見書受領

令和4年(2022年)1月27日 審議

3月23日 審議

5月17日 実施機関からの意見聴取及び審議

8月4日 審議

10月25日 審議終結

(別表1)

番	公文書の名称	非公開とした部分	公開しない	
号			理由	
	平成27年9月11日報告案件(中学校)			
	長野県義務教育諸	①加害教諭の本籍、②加害教諭の生年月日、③加害教諭の資格免	第2号	
	学校等学校職員任	許及び学歴、⑱加害教諭の職員番号、⑲加害教諭の氏名、㉑学校		
	用内申書・報告書	名、②校長の氏名、②校長の印影、②加害教諭の所属コード		
	事由書	⑥被害生徒の学年学級、⑲加害教諭の氏名、⑳加害教諭の過去の	第2号	
		処分の内容、②学校名、③生徒の氏名		
	上申書	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑲加害教諭の氏名、⑳加	第2号	
		害教諭の過去の処分の内容、②学校名、②校長の氏名、②校長の		
1		印影、筠加害教諭の過去の在籍校、強生徒の氏名		
	顛末書	30顛末書の記載内容	第2号	
			第6号	
	顛末書確認の会の	⑩加害教諭の氏名、⑪学校名、⑫校長の氏名、⑪「顛末書確認の	第2号	
	記録	会」の聴取内容	第6号	
	事故速報カード	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑩加	第2号	
		害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、③加害教諭以外の教諭		
		の氏名、②学校のFAX番号、錙生徒の氏名		
	学校事故報告書	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑩加	第2号	
		害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、②校長の印影、③加害		
		教諭以外の教諭の氏、劉生徒の氏名		
	平成 27 年 11 月 30 日報告案件(中学校)			
	長野県義務教育諸	①加害教諭の本籍、②加害教諭の生年月日、⑩加害教諭の氏名、	第2号	
	学校等学校職員任	②学校名、②校長の氏名、③校長の印影、@加害教諭の所属コー		
	用内申書・報告書	ド、②加害教諭の職員番号		
	事由書	⑲加害教諭の氏名、㉑学校名	第2号	
	上申書	⑥生徒の学年学級、⑩加害教諭の氏名、⑪学校名、⑫校長の氏	第2号	
2		名、②校長の印影、④生徒の氏名		
	顛末書	30 顛末書の記載内容	第2号	
			第6号	
	顛末書確認の会の	⑲加害教諭の氏名、㉑学校名、㉒校長の氏名、㉑「顛末書確認の	第2号	
	記録	会」の聴取内容のすべて	第6号	
	事故速報カード	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑰保	第2号	
		護者の氏名、⑲加害教諭の氏名、㉑学校名、㉒校長の氏名、հ伽		

		害教諭以外の教諭の氏名、誕生徒の氏名	
	学校事故報告書	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑲加	第2号
		害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、③校長の印影、36加害	
		教諭以外の教諭の氏名、劉生徒の氏名	
	平成 28 年 2 月 15 日報		
	7 AX 20 - 2 / 10 10 10 10 10 10 10 10		
	長野県義務教育諸	②加害教諭の生年月日、⑱加害教諭の職員番号、⑲加害教諭の氏	第2号
	学校等学校職員任	名、②学校名、②校長の氏名、②校長の印影、@加害教諭の所属	
	用内申書・報告書	コード	
	事由書	⑥生徒の学年学級、⑩加害教諭の氏名、⑪学校名	第2号
	上申書	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑲加害教諭の氏名、㉑学	第2号
		校名、②校長の氏名、③校長の印影、②加害教諭の担当学会、③	
		加害教諭以外の教諭の氏名、劉生徒の氏名	
	顛末書	③顛末書の記載内容	第2号
3			第6号
Э	顛末書確認の会の	⑲加害教諭の氏名、㉑学校名、㉒校長の氏名、㉑「顛末書確認の	第2号
	記録	会」の聴取内容	第6号
	事故速報カード	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑩加	第2号
		害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、③加害教諭以外の教諭	
		の氏名、②学校のFAX番号、②生徒の氏名	
	事故速報カード	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑩加	第2号
	(第2報)	害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、③加害教諭以外の教諭	
		の氏名、②学校のFAX番号、②生徒の氏名	
	学校事故報告書	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑩加	第2号
		害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、②校長の印影、④生徒	
		の氏名	
	平成 27 年 10 月 28 日報	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	事故報告書	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑧被害生徒の年齢、⑨被	第2号
		害生徒の家庭に関する情報、⑩加害教諭の氏名、⑪学校名、⑬校	
		長の印影、匈加害教諭以外の教諭の氏名、匈生徒の氏名	
4	顛末書	劉顛末書の記載内容	第2号
			第6号
	意見書	⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑲加害教諭の氏名、㉑学	第2号
		校名、②校長の氏名、③校長の印影、③学校の所在地、④生徒の	
		氏名	
	教諭に対する事情	⑩加害教諭の氏名、⑪学校名、⑫校長の氏名、⑰事情聴取の内容	第2号

	聴取記録		第6号
	平成 27 年 11 月 25 日報告案件(高校)		
	事故報告書	④加害教諭の私的活動に関する情報、⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑩被害生徒の出身中学校、⑪被害生徒の住所、⑫被害生徒の傷害の程度、⑭加害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、②校長の印影、⑭生徒の氏名	第2号
	サッカー部員へのアンケート調査	19加害教諭の氏名、39生徒の氏名、39サッカー部員のアンケート 回答内容	第2号
5	顛末書	③顛末書の記載内容	第2号
	意見書	④加害教諭の私的活動に関する情報、⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑬被害生徒の障がいに関する情報、⑲加害教諭の氏名、㉑学校名、㉒校長の氏名、㉓校長の印影、㉑生徒の氏名	第2号
	教諭に対する事情 聴取記録	⑩加害教諭の氏名、⑪学校名、⑫校長の氏名、⑫事情聴取内容	第2号 第6号
	診断書	⑤加害教諭の診断書	第2号
	平成28年2月8日報告案件(高校)		
	事故報告書	②加害教諭の生年月日、⑥生徒の学年学級、⑩被害生徒の出身中学校、⑭被害生徒の部活動の情報、⑰保護者の氏名、⑭加害教諭の氏名、伽加害教諭の過去の処分の内容、⑪学校名、⑫校長の氏名、⑬校長の印影、⑯加害教諭以外の教諭の氏名、⑭生徒の氏名	第2号
6	野球部 (部員に対する調査結果)	⑥生徒の学年学級、劉野球部員の「なぜ訴えなかったのか」の調査結果、③野球部員の体罰経験の調査結果、③野球部員の体罰の内容の調査結果、③野球部員の体罰を目撃したかの調査結果、③野球部員のストレスの有無の調査結果、③野球部員の口止めの有無の調査結果、④生徒の氏名	第2号
	 顛末書	③ 顛末書の記載内容	第2号
			第6号
	意見書	③加害教諭の学歴、⑥生徒の学年学級、⑦被害生徒の性別、⑨加 害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、②校長の印影、④生徒 の氏名	第6号
	意見書 体罰検証委員会報告	害教諭の氏名、②学校名、②校長の氏名、③校長の印影、④生徒	

	平成 27 年度服務規	⑲加害教諭の氏名、㉑学校名	第2号
	律確保に関する研		
	修状況と教諭の参		
	加状況		

(別表2)

公開すべき部分

③野球部員の「なぜ訴えなかったのか」の調査結果のうち、記載がない部分 ③野球部員の体罰経験の調査結果 ③野球部員の体罰の内容の調査結果 ③野球部員の体罰を目撃したかの調査結果 (被害生徒の氏名及び学年部分を除く) ③野球部員のストレスの有無の調査結果 ③野球部員の口止めの有無の調査結果